

平成28年度第4回役員会 議事要旨

日時 平成28年7月11日（月） 13時10分～14時45分
場所 学長室
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，海老名理事
欠席者
陪席者 近藤副学長，石橋監事，小嶋監事，関事務局長

議事に先立ち，前回（6月20日）開催の平成28年度第3回役員会の議事要旨の確認が行われた。

協議事項

1. 小樽商科大学アドミッションセンターの設置（案）について

和田学長から，協議資料1に基づき，小樽商科大学アドミッションセンターの設置（案）について諮られ，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，7月13日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て7月19日開催の役員会に附議し，同日付けでセンターを設置する予定とする旨発言があった。

2. 小樽商科大学学則の一部改正（案）について

3. 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正（案）について

4. 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程の一部改正（案）について

はじめに，和田学長から，協議事項2～4は関連する案件であるため併せて提案する旨発言があった。

続いて，和田学長から，審議資料2～4に基づき，小樽商科大学学則の一部改正（案），国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正（案）及び国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程の一部改正（案）について諮られ，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，7月13日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て7月19日開催の役員会に附議し，同日付けで施行する予定とする旨発言があった。

5. 小樽商科大学アドミッションセンター規程の制定（案）について

6. 小樽商科大学入学試験委員会専門委員会要項の制定（案）について

はじめに、和田学長から、協議事項5～6は関連する案件であるため併せて提案する旨発言があった。

和田学長から、協議資料5～6に基づき、小樽商科大学アドミッションセンター規程の制定（案）及び小樽商科大学入学試験委員会専門委員会要項の制定（案）について諮られ、協議資料5のうち第2条にある「小樽商科大学（以下「本学」という。）」の記載を「小樽商科大学商学部（以下「本学」という。）」に修正することが確認され、その後、協議が行われ、承認された。

承認後、和田学長から、7月13日開催の学部・大学院教授会及び教育研究評議会の議を経て7月19日開催の役員会に附議し、同日付で制定する予定とする旨発言があった。

7. 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料7に基づき、国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、7月13日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て7月19日開催の役員会に附議する旨発言があった。

8. 平成29年度国立大学法人運営費交付金及び施設整備費概算要求について

和田学長から、協議資料8に基づき、平成29年度国立大学法人運営費交付金及び施設整備費概算要求について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、持ち回りによる経営協議会の議を経て、7月19日開催の役員会に附議する旨発言があった。

9. サウスダコタ大学との協定更新について

和田学長から、協議資料9に基づき、サウスダコタ大学との協定更新について諮られ、原案どおり承認された。

なお、構成員から、英文の相互理解覚書の本学の表記について「Otaru」の記載は必要ない旨の意見があり、サウスダコタ大学と調整することとなった。

承認後、和田学長から、7月13日開催の教育研究評議会の議を経て7月19日開催の役員会に附議する旨発言があった。

10. ミューレンバーグ大学との協定更新について

和田学長から、協議資料10に基づき、ミューレンバーグ大学との協定更新について諮られ、協議資料10-1のうち和文5.にある「2016年」の記載を「2017年」に修正することが確認され、その後、協議が行われ、承認された。

承認後、和田学長から、7月13日開催の教育研究評議会の議を経て7月19日開催の役員会に附議する旨発言があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、7月19日（火）13時10分から開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以上